

「指定管理者制度のさらなる有効活用に向けて」の概要

指定管理者制度の導入により民間事業者や地域団体も公の施設の管理が可能に

富山県では、平成18年度から指定管理者制度を導入し、サービス向上・経費節減に一定の成果

指定管理者制度のさらなる有効活用に向け、現状と課題・問題点を整理、対応案を取りまとめ

【点検のポイント】

- 1 新規参入希望者の算入機会が十分確保されているか
- 2 選定の公平性・透明性が十分確保されているか
- 3 指定管理者が適切なサービス提供と効率的な施設運営を行うため、さらに条件整備の余地がないか

対応案の概要

参入機会の確保

- 十分な募集期間の確保…平均約1か月（現状） → 原則2か月
- 適切な情報提供…応募者が知りたい情報（施設で可能な業務の範囲、採算性の判断資料等）を的確に提供

選定の公平性
透明性の確保

- 審査基準（審査の視点・配点ウエイト）は、応募者がどこに重点を置いて提案すればよいか理解しやすいように具体的で分かりやすいものとし、公募の際に公表
- 選定結果は、引き続き県のホームページで公表

適切なサービス提供・効率的施設運営のための条件整備

- 指定期間は、施設ごとの特性や見直しの必要性等に対応できるよう、幅を持たせ、3～5年を原則
- 細かすぎる管理仕様の見直し…管理手法は指定管理者の裁量に任せる性能発注の考え方をできるだけ導入し、創意工夫を生かすとともに、モニタリング・評価によりサービス水準を確保
- 適切なリスク（役割）分担…安全管理上緊急を要する修繕や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合の対応を明確化
- 指定管理者に対するモニタリング・評価の充実…基本的な評価項目の統一など評価内容を充実させ、県のホームページで公表
また、サービス向上へのインセンティブを促す観点からも、指定管理者の評価をきちんと行い、公表することが大事
- 指定管理料の上限額は、施設の性格、業務内容に応じ適正に設定し、社会経済情勢の変化等にも十分配慮
- 異常な物価変動などがあった場合は、県と指定管理者の協議により、指定管理者の過大なリスクを回避